

A

婚姻意思は当事者のもので、他の人が否定できるものではありません。

息子さん二人は、父親にはご相談者との再婚意思はなかつたというのですね。認知症でもなかつたというのにね。肝心のご本人が亡くなつて真意は確かめようがないですが、一番根拠にしているのが、婚姻届に自署がないということのようです。父は手は震えたが、字は書けたと。また、証人とされる自分は全くこの結婚を知らず、死んで初めて知つたくらいだと。婚姻が有効であれば、相談者に遺産の半分が行くので、それを阻止したのが一番の理由でしよう。

が 結婚計画で高齢者をあたました  
たというと、知り合って間もない  
のかと思いますが、ずいぶん  
前からのお知り合いで、相手が  
結婚を願った経緯もよく分かり  
ます。これまでの事情を全て書  
いて裁判所に提出することはも  
ちろんできますよね。

子供たちにしてみれば、父親の介護を自分たちがしなくてよくなるので、若い健康な女性と再婚してくれるのは助かると思うのですが、亡くなつたので介護問題はなくなり、相続問題だけが残つたわけです。ですから婚姻を無効にしたいのでしょうかが、婚姻意思は当事者のもので他の人が否定できるものではありません。調停の後は訴訟になります。その後遺産分割の話になるはずです。

A photograph of a modern architectural structure, likely a bridge or overpass, featuring a curved, illuminated design. The structure is composed of a white grid or mesh framework through which vertical columns of light glow in a warm, orange-red hue. The perspective is from below, looking up at the curve of the structure against a dark background.

再婚相手が半年後に亡くなり、  
婚姻無効確認の調停を  
起こされています。

私自身のことで、ご相談です。  
63歳です。若い頃に一度結婚し  
たけれどうまくいかず、3年後  
に離婚。その後ずっと事務をし  
て働いてきました。両親は亡く、  
家族といえば兄だけです。定年  
までまだ少しあるのに去年仕事  
を辞めたのは、結婚話が持ち上  
がったからです。

つて弱々しい声で電話がありました。脳卒中で倒れて入院し、まひが残ってリハビリ中だが、つらいので会いに来てほしいと。行くと、別人みたいになつていかわいそなので、何度もか行こうとに、息子二人には介護を頼めないので結婚してほしいと拝むよう言うのです。退院したらマンションで一緒に住もう、好きなようにリフォームもしてれど鍵も通帳もキヤッショカードも印鑑も渡されませんでした。

早く婚姻届をというので用紙を持参し、病室で埋めました。手が震えるというので、自署も私が代筆し、看護師さんに証人を頼んだら断られたので、彼に言われて彼の長男の名前、そして私の兄の名前を私が書きました。そして提出したのですが、彼は結局退院することなく半年後に亡くなり、この度息子二人から、婚姻無効確認の調停を起されました。

レ答へ

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
さ さ き とも こ

---

弁護士  
帝京大学法学部教授

60